

札幌圏都市計画  
都市再開発方針の変更(案)  
(市決定)

北4東6周辺地区の2号再開発促進地区の変更

平成27年3月  
札幌市都市局市街地整備部

# 目 次

1. 計画的な再開発が必要な市街地の整備の方針	1
1) 再開発の目標	1
2) 土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	1
3) 整備促進地区	4
2. 2号再開発促進地区の選定と整備又は開発の計画の概要	5
① 都心地区	6
② 苗穂中央地区	8
③ 手稲駅周辺地区	10
④ J R 琴似駅周辺地区	12
⑤ 豊平橋南地区	14
⑥ 豊平中央地区	16
⑦ 東園東地区	18
⑧ 菊水上町地区	20
⑨ J R 篠路駅西地区	22
⑩ J R 苗穂駅周辺地区	24
⑪ 北4東6周辺地区	26

札幌市の既成市街地における計画的な再開発を推進するため、「計画的な再開発が必要な市街地」（1号市街地）、「重点的に市街地の再開発の誘導を図るべき地区」（整備促進地区）、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」（2号再開発促進地区）を設定し、整備の方針などを以下のように定める。

## 1 計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）の整備の方針

### 1) 再開発の目標

- ①都市機能の充実と魅力ある都心空間を創出し、国際都市札幌の顔にふさわしい都心の整備を図る。
- ②多中心核都市構造の形成により、都市全体の均衡ある発展を図る。
- ③都心周辺及び地下鉄沿線等の居住を促進し、良好な高度利用住宅地の形成を図る。
- ④老朽木造市街地における居住環境の改善及び土地利用と連携した災害軽減対策により防災上の向上、安全性の確保を図る。

### 2) 土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針

#### ①都心ブロック

##### イ 土地利用

これまで高度に集積されてきた機能に加え、芸術文化、高度情報、集客交流などの高次都市機能の集積を図るとともに、都心の魅力を身近に享受する生活を支える居住機能との複合化を地区特性に応じて図る。

##### ロ 都市施設整備

交通結節機能の強化により都心へのアクセス性を向上させるとともに、地下及び屋内の活用を含めた快適な歩行者環境の整備により、歩行者の回遊性向上を図る。

##### ハ 環境・景観

都心の骨格をなす大通、札幌駅前通、北3条通、創成川通において、それぞれの個性を活かした魅力的な街並みの形成を促進し、安全で潤いと安らぎのある都市空間の形成を図る。

#### ②拠点形成ブロック

##### イ 土地利用

###### ・高次都市機能拠点

都心の機能を補完し、活力ある産業の育成、豊かな都市文化の醸成などを先導する高次都市機能の集積を図る。

###### ・広域交流拠点

隣接都市を後背圏に持ち、日常生活を支える機能と集客交流機能の集積を図り、併せて居住機能との複合化を図る。

・ **地域中心核**

それぞれの特性に応じて、多様な商業・業務機能、行政機能などの各種都市サービス機能の集積と併せて、居住機能との複合化を図る。

□ **都市施設整備**

地下鉄、ＪＲ駅の交通結節機能の強化などにより公共交通の利便性の向上を図るとともに、それらと結ぶ快適な歩行者環境を備えた道路ネットワークの形成を図る。

ハ **環境・景観**

地下鉄、ＪＲ駅、商業、業務施設などを中心とした賑わいと、豊かなオープンスペースなどの潤いが調和した街並みの形成を図る。

③ **都心周辺及び地下鉄沿線等ブロック**

イ **土地利用**

都心との交通利便性、歴史や地域コミュニティを活用しながら、遊休化した工業施設などの活用や、建替え更新と連携したきめ細かな都市基盤施設整備による市街地の再編整備を行い、集合型の居住機能と居住者の利便を支える機能が複合化した住宅市街地の形成を図る。

□ **都市施設整備**

地下鉄、ＪＲ駅の交通結節機能の強化及び市電沿線の整備などにより公共交通の利便性の向上を図るとともに、それらと結ぶ快適な歩行者環境を備えた道路ネットワークの形成を図る。

ハ **環境・景観**

建物の共同化、協調化によるオープンスペースを確保するとともに、緑や水辺空間、地域固有の歴史的資産などを活用した安全でゆとりと潤いのある街並みの形成を図る。

④ **居住環境更新ブロック**

イ **土地利用**

建替え更新と連携したきめ細かな都市基盤施設整備により、狭小道路、老朽家屋密集などの改善を図り、地区特性に応じて良好な居住環境を備えた住宅地の形成を図る。

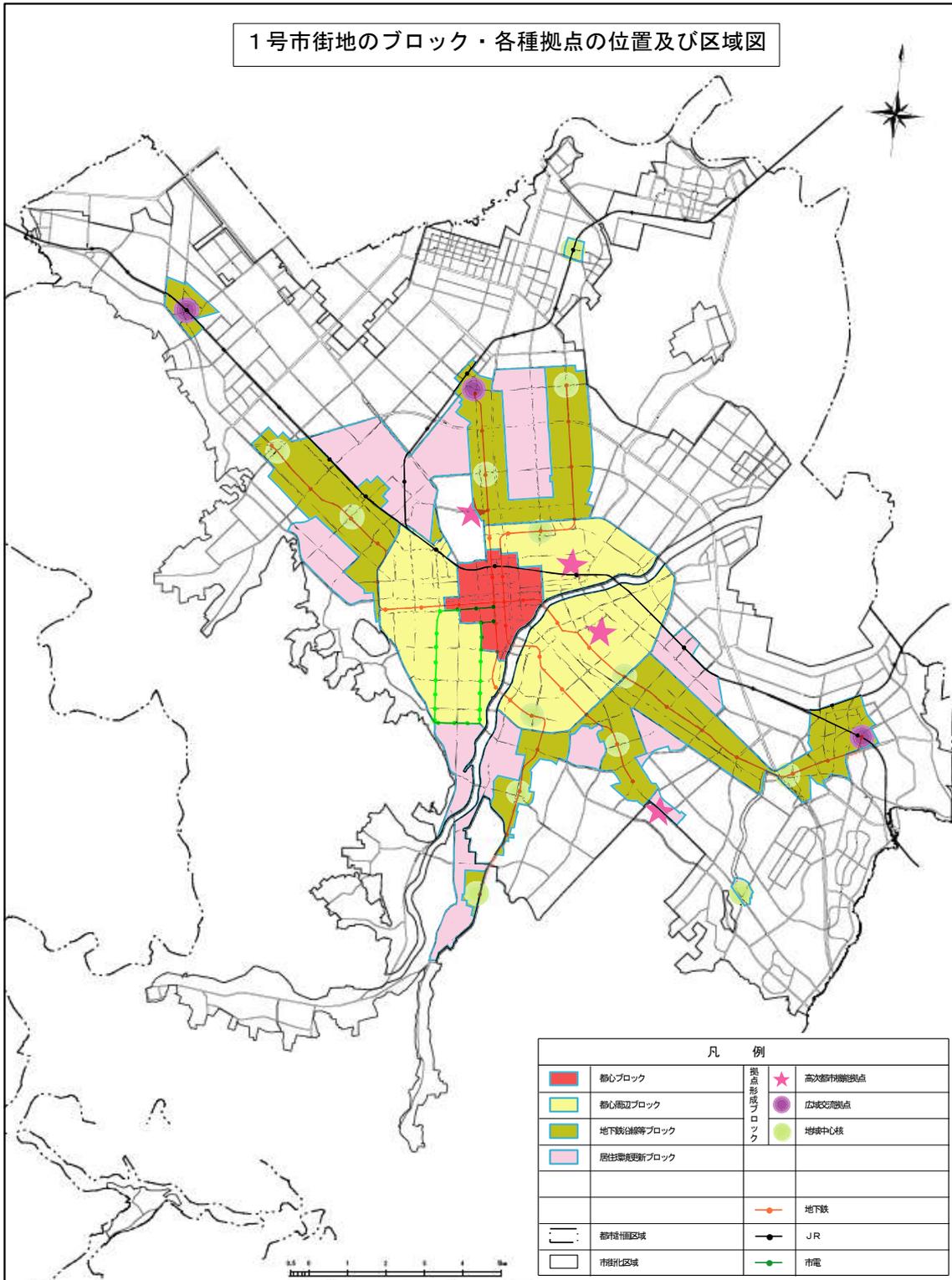
□ **都市施設整備**

防災上課題のある地区において、避難地、避難路などを適切に配置整備を行う。

ハ **環境・景観**

建物の共同化、協調化によりオープンスペースを確保し、良好な居住環境の創出と防災性の向上を図るとともに、緑や水辺空間、地域固有の歴史的資産などを活用した安全でゆとりと潤いのある街並みの形成を図る。

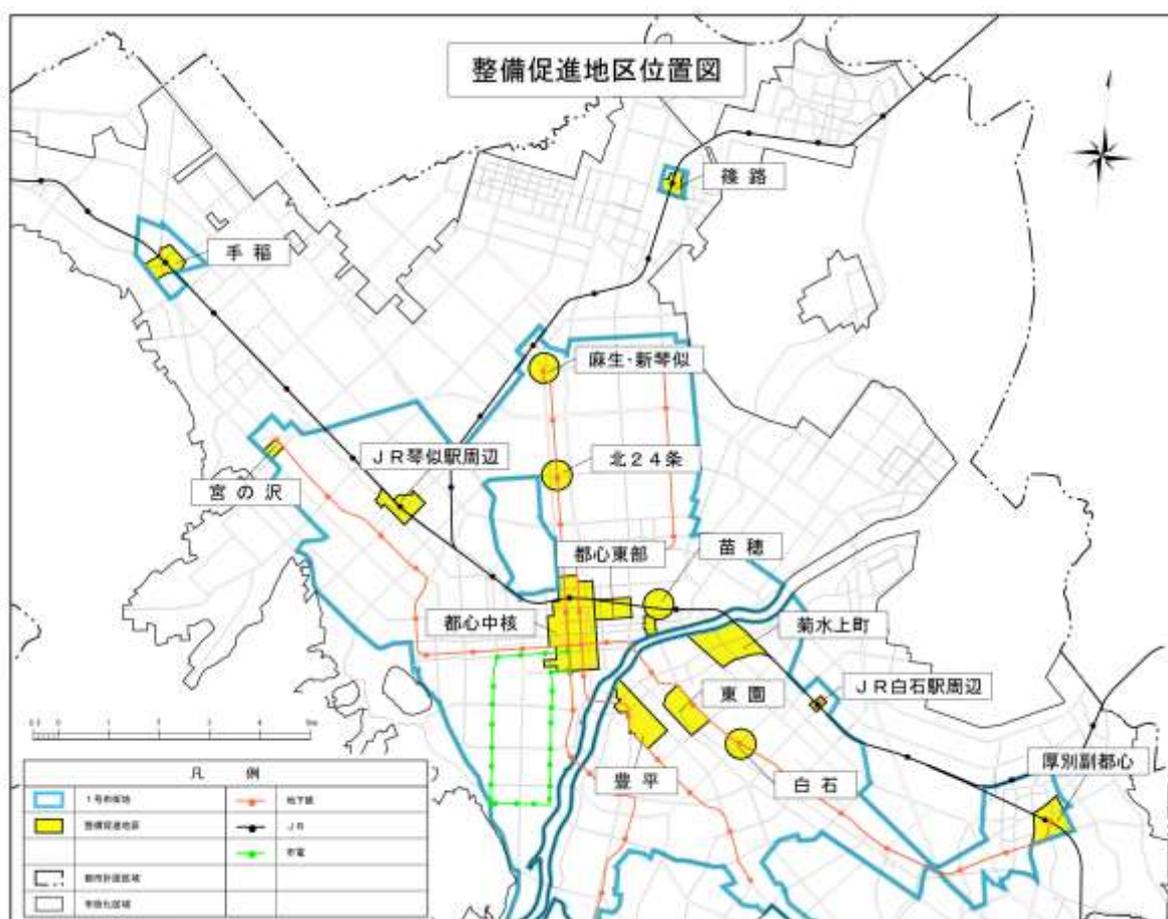
1号市街地のブロック・各種拠点の位置及び区域図



### 3) 整備促進地区

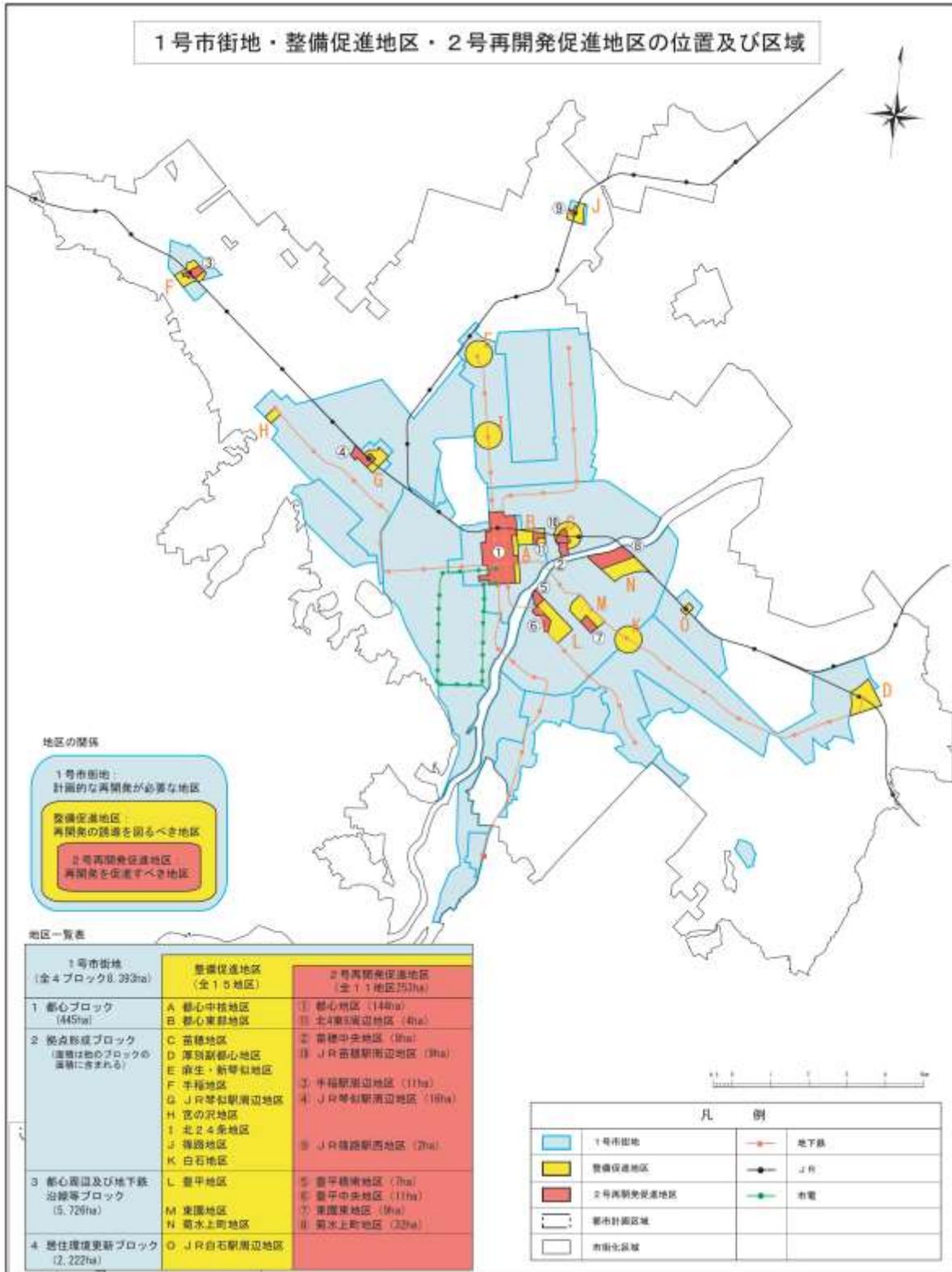
1号市街地のうち重点的に再開発の誘導を図るべき地区として、以下の地区を整備促進地区に定める。

- ① 都心ブロック：都心中核、都心東部
- ② 拠点形成ブロック
  - イ 高次都市機能拠点：苗穂
  - ロ 広域交流拠点：厚別副都心、麻生・新琴似、手稲
  - ハ 地域中心核：宮の沢、J R 琴似駅周辺、北24条、篠路、白石
- ③ 都心周辺及び地下鉄沿線等ブロック：豊平、東園、菊水上町
- ④ 居住環境更新ブロック：J R 白石駅周辺



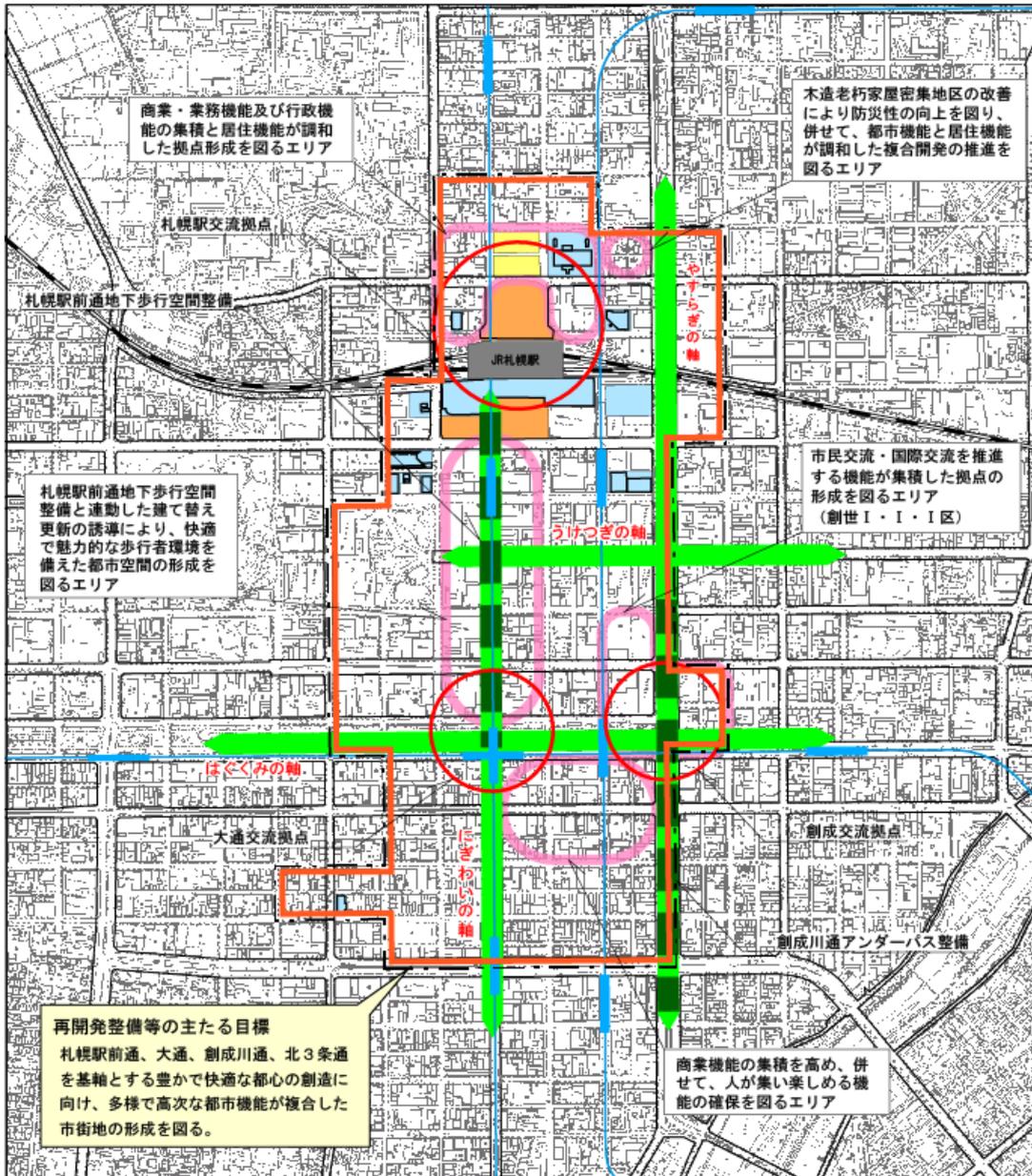
## 2 2号再開発促進地区の選定と整備又は開発の計画の概要

1号市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（2号再開発促進地区）は、整備促進地区の中から、再開発の機運や熟度の高い地区を対象に、次のように定める。



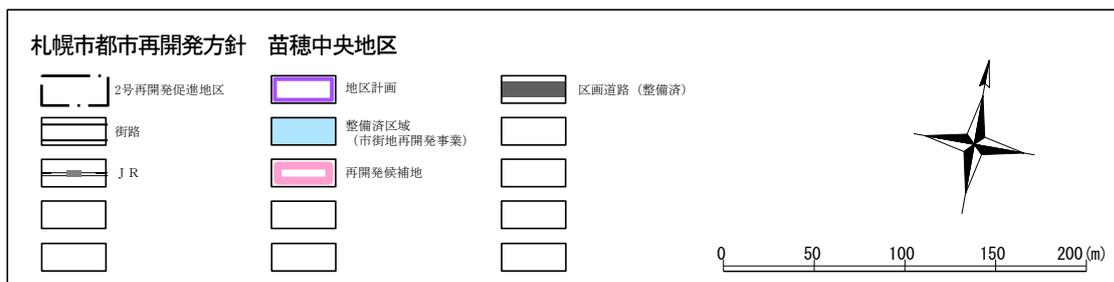
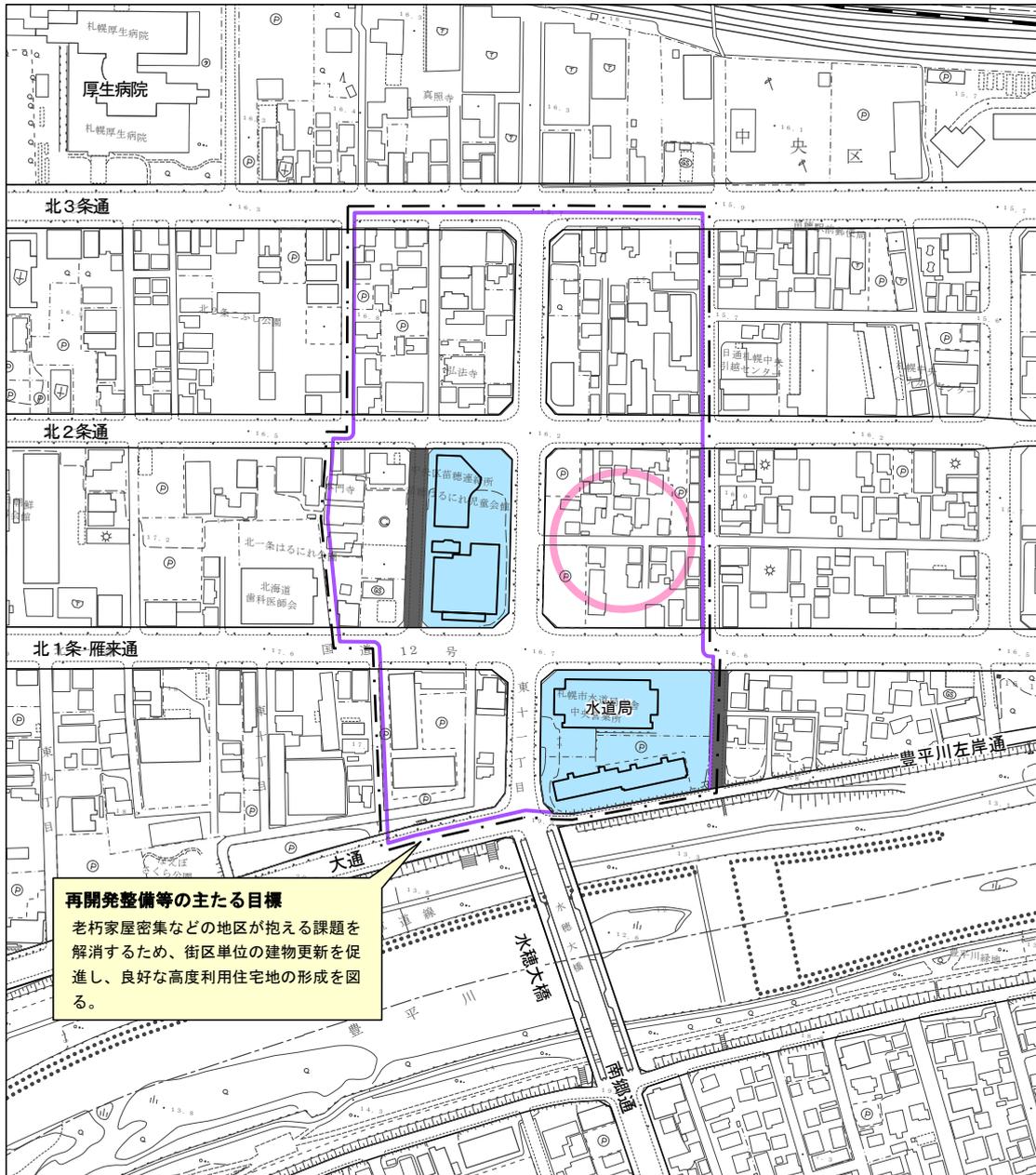
## 2号再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

① 都心地区 144ha		
地区の整備又は開発の計画の概要	再開発整備などの主たる目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌駅前通、大通、創成川通、北3条通を基軸とする豊かで快適な都心の創造に向け、多様で高次な都市機能が複合した市街地の形成を図る。</li> </ul>
	用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌駅、大通、創成の各交流拠点における都市開発を促進し、高次な都市機能の集積を図る。</li> <li>都心部の骨格を形成する駅前通、大通、創成川通、北3条通とその沿道においては、人が集い楽しめる機能の確保や魅力的な街並みの形成を図る。</li> </ul>
	建築物の更新の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間による建物更新と公共施設整備の連携により、歩行者ネットワークの形成及びオープンスペースの確保を図る。特に、札幌駅前通地下歩行空間周辺においては、歩行空間のバリアフリー化をはじめとする利便性及び魅力向上につながる建物更新を重点的に促進する。</li> <li>防災上課題のある街区においては、建物の共同化、不燃化を促進させる。</li> <li>札幌市都市景観条例に基づき良好な景観誘導を図る。</li> </ul>
	都市施設及び地区施設の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌駅前通地下歩行空間、創成川アンダーパス連続化の整備を進める。</li> </ul>
	その他事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生緊急整備地域(札幌駅・大通駅周辺地域)</li> <li>優先的に整備を進めるエリア 札幌駅、大通、創成の各交流拠点 札幌駅前通地下歩行空間とその周辺</li> </ul>



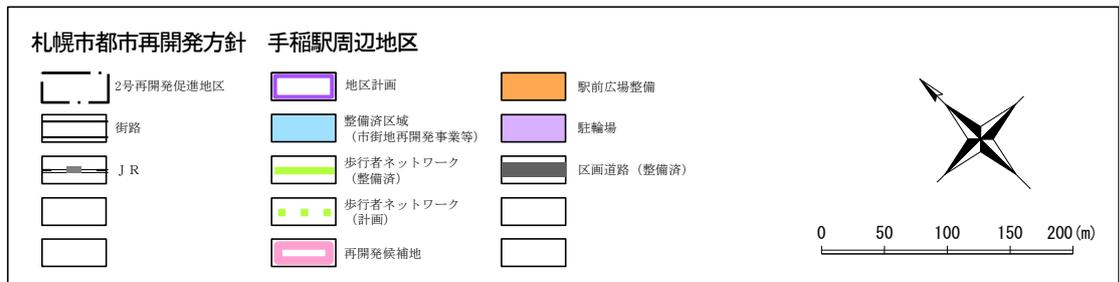
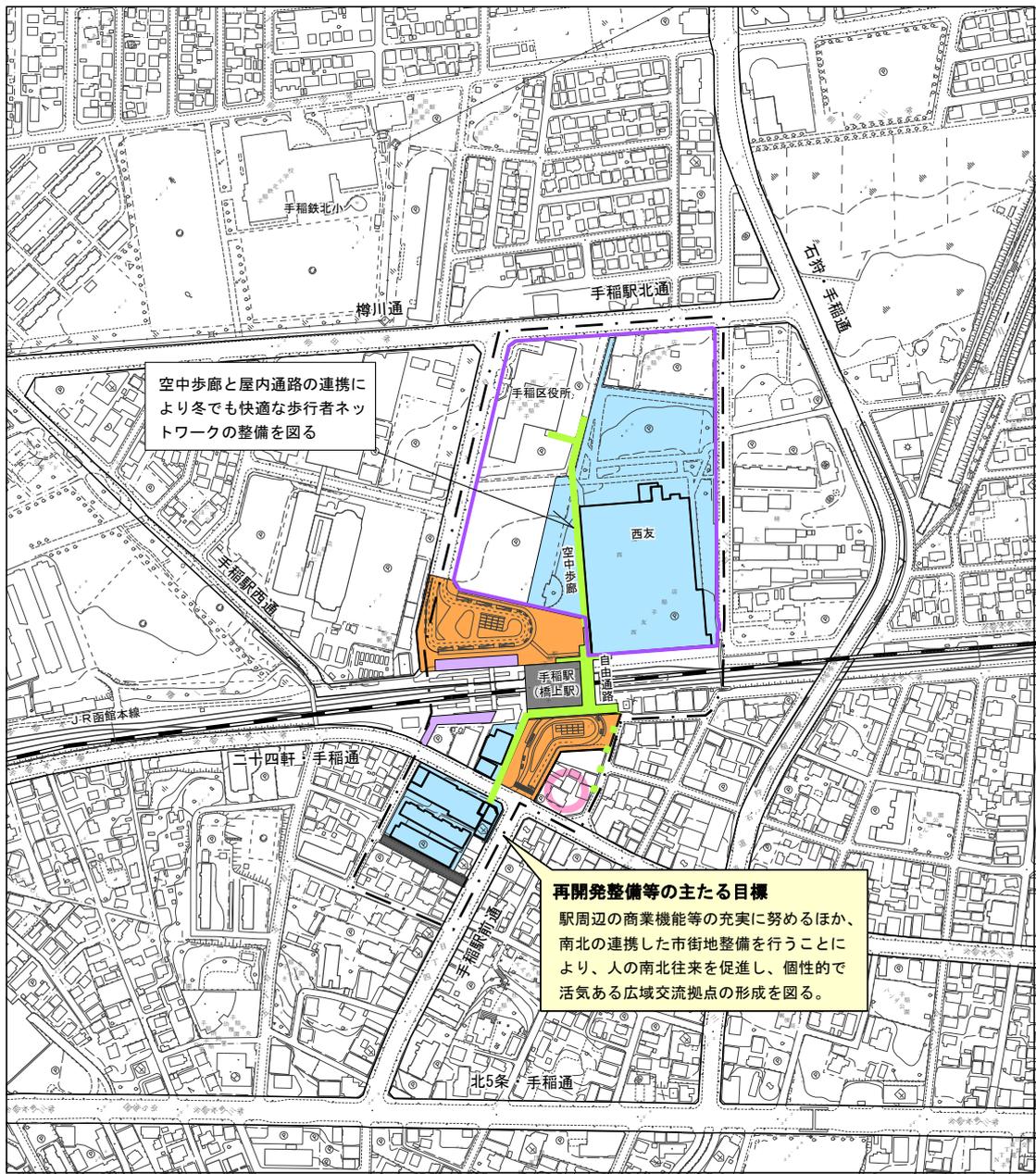
## 2号再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

② 苗穂中央地区 8ha		
地区の整備又は開発の計画の概要	再開発整備などの主たる目標	・老朽家屋密集などの地区が抱える課題を解消するため、街区単位の建物更新を促進し、良好な高度利用住宅地の形成を図る。
	用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	・日常生活を支える生活利便機能の拡充と良好な中高層住宅の整備を図る。特に、地域において不足している日常生活上必要な商業機能の導入を図る。
	建築物の更新の方針	・市街地再開発事業、優良建築物等整備事業などによりオープンスペースを確保するとともに、敷地の統合化、建物の共同化を促進する。
	都市施設及び地区施設の整備の方針	・都市計画道路(北3条通)の拡幅整備を進める。
	その他事項	・地区計画(苗穂中央地区)



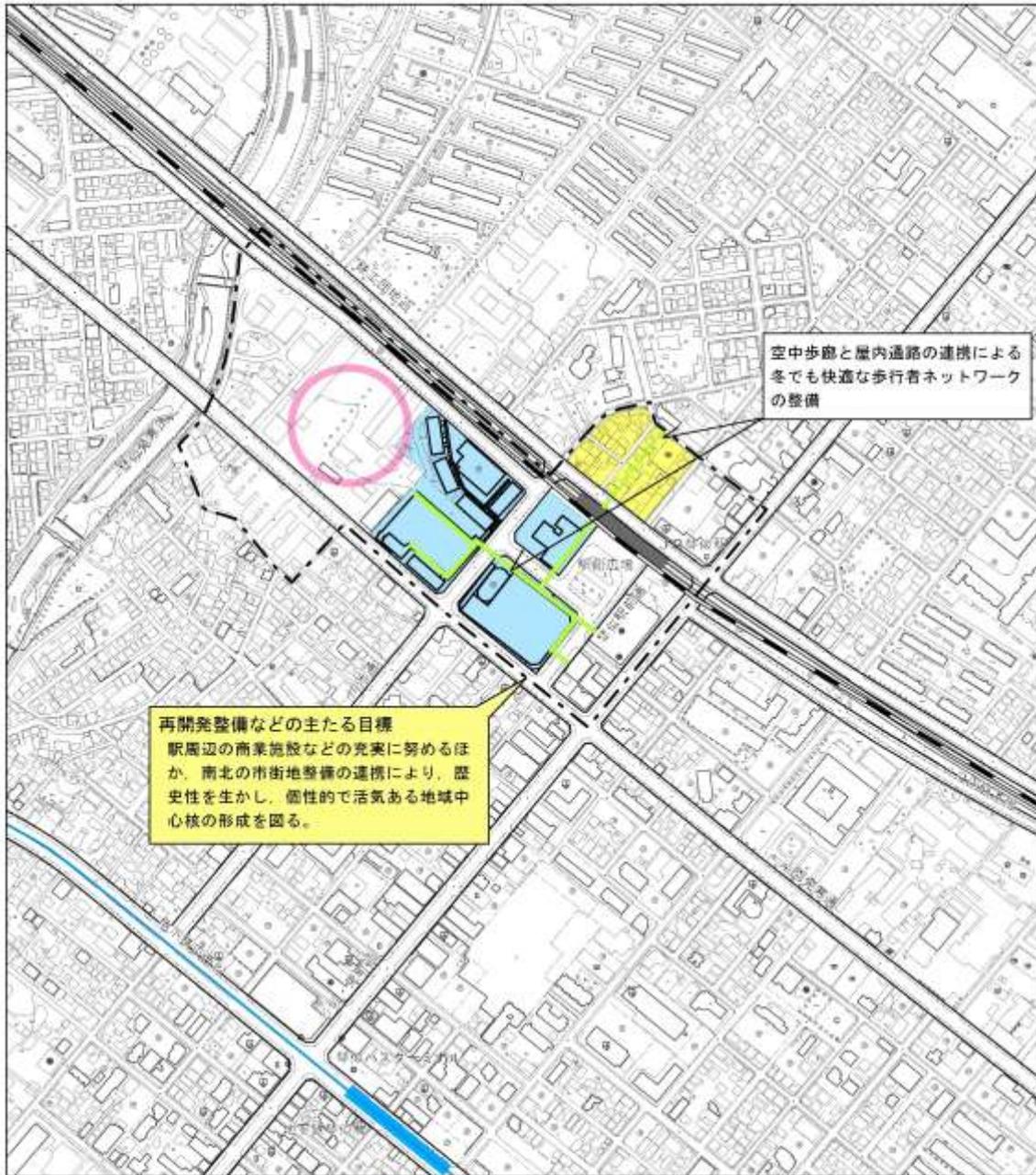
## 2号再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

③ 手稲駅周辺地区 11ha		
地区の整備又は開発の計画の概要	再開発整備などの主たる目標	・駅周辺の商業機能などの充実に努めるほか、南北の連携した市街地整備を行うことにより、人の南北往来を促進し、個性的で活気ある広域交流拠点の形成を図る。
	用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	・商店街活性化や再開発などの促進により、商業・アミューズメント機能の充実を図る。
	建築物の更新の方針	・市街地再開発事業、優良建築物等整備事業などにより、建物の共同化及び不燃化を促進する。 ・オープンスペースの確保及び空中歩廊により、自由通路を柱とした歩行者ネットワークの整備の推進を図る。
	都市施設及び地区施設の整備の方針	・南北駅前広場、駅を中心とした空中歩廊の整備を進める。
	その他事項	・地区計画(JR手稲駅北口地区)



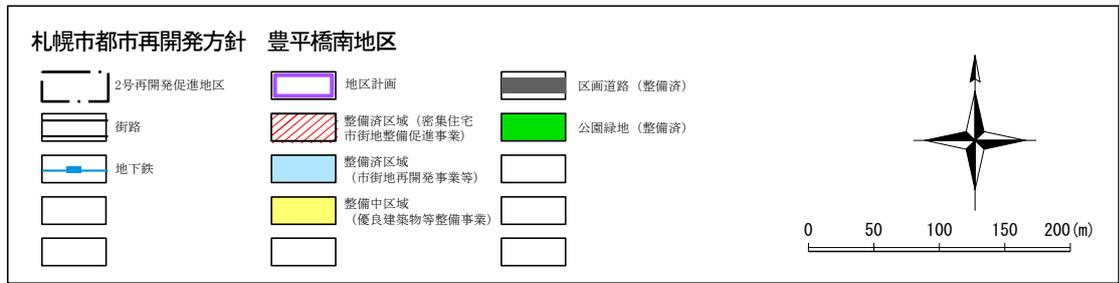
## 2号再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

④ JR琴似駅周辺地区 16ha		
地区の整備又は開発の計画の概要	再開発整備などの主たる目標	・駅周辺の商業機能などの充実に努めるほか、南北の市街地整備の連携により、歴史性を生かし、個性的で活気ある地域中心核の形成を図る。
	用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	・土地の一体的な高度利用により、居住機能と商業機能が調和した複合施設の推進を図る。
	建築物の更新の方針	・市街地再開発事業などにより、敷地の統合化、建物の共同化を促進し、歩行者ネットワークの整備とオープンスペースの確保を図る。
	都市施設及び地区施設の整備の方針	・駅を中心とした空中歩廊の整備を進める。
	その他事項	



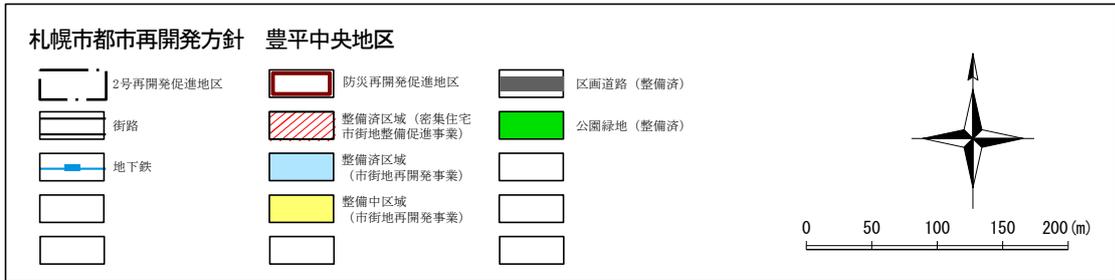
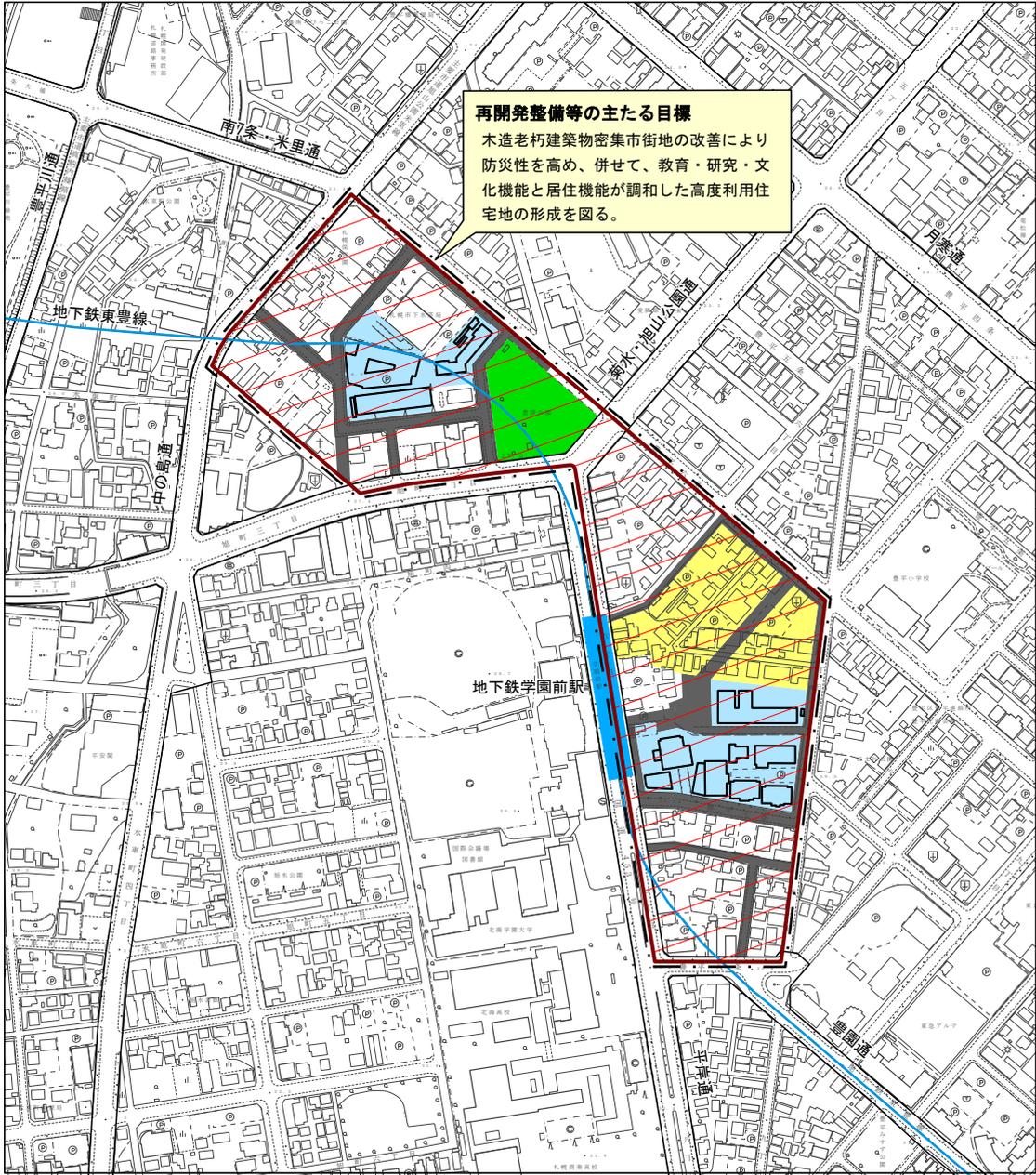
## 2号再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

⑤ 豊平橋南地区 7ha		
地区の整備又は開発の計画の概要	再開発整備などの主たる目標	・木造老朽建築物密集市街地の改善により防災性を高め、併せて、商業機能と居住機能が調和した高度利用住宅地の形成を図る。
	用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	・国道36号沿いは、土地の高度利用により商業業務系施設と都市型住宅との一体的整備を図り、後背地は中高層住宅への誘導を図る。
	建築物の更新の方針	・市街地再開発事業などにより商業業務系施設の建設を促進し、オープンスペースを確保するとともに、建物の共同化、不燃化を促進する。
	都市施設及び地区施設の整備の方針	・地区内道路の新設・拡幅及び緑地の整備を進める。
	その他事項	・地区計画(豊平橋南地区)



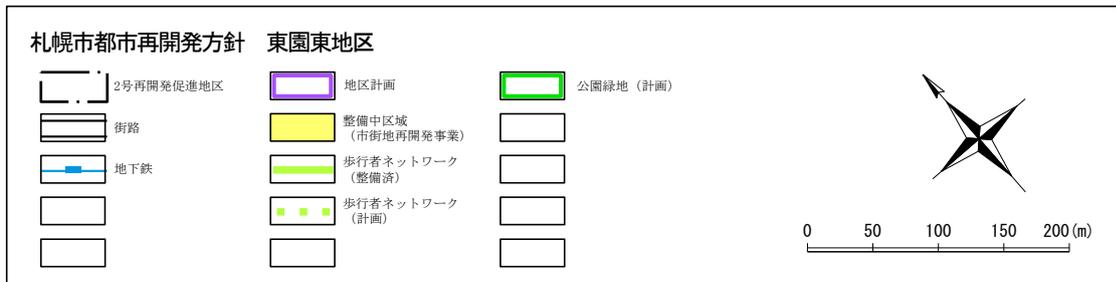
## 2号再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

⑥ 豊平中央地区 11ha		
地区の整備又は開発の計画の概要	再開発整備などの主たる目標	・木造老朽建築物密集市街地の改善により防災性を高め、併せて、教育・研究・文化機能と居住機能が調和した高度利用住宅地の形成を図る。
	用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	・地下鉄駅周辺の再開発を促進し、教育・研究・文化機能と居住機能が調和した高度利用住宅地の形成を図る。
	建築物の更新の方針	・市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業などによりオープンスペースを確保するとともに、建物の共同化、不燃化を促進する。
	都市施設及び地区施設の整備の方針	・地区内道路の新設・拡幅及び公園緑地の整備を進める。
	その他事項	・地区計画(学園前駅周辺地区、豊平6条3丁目地区) ・防災再開発促進地区



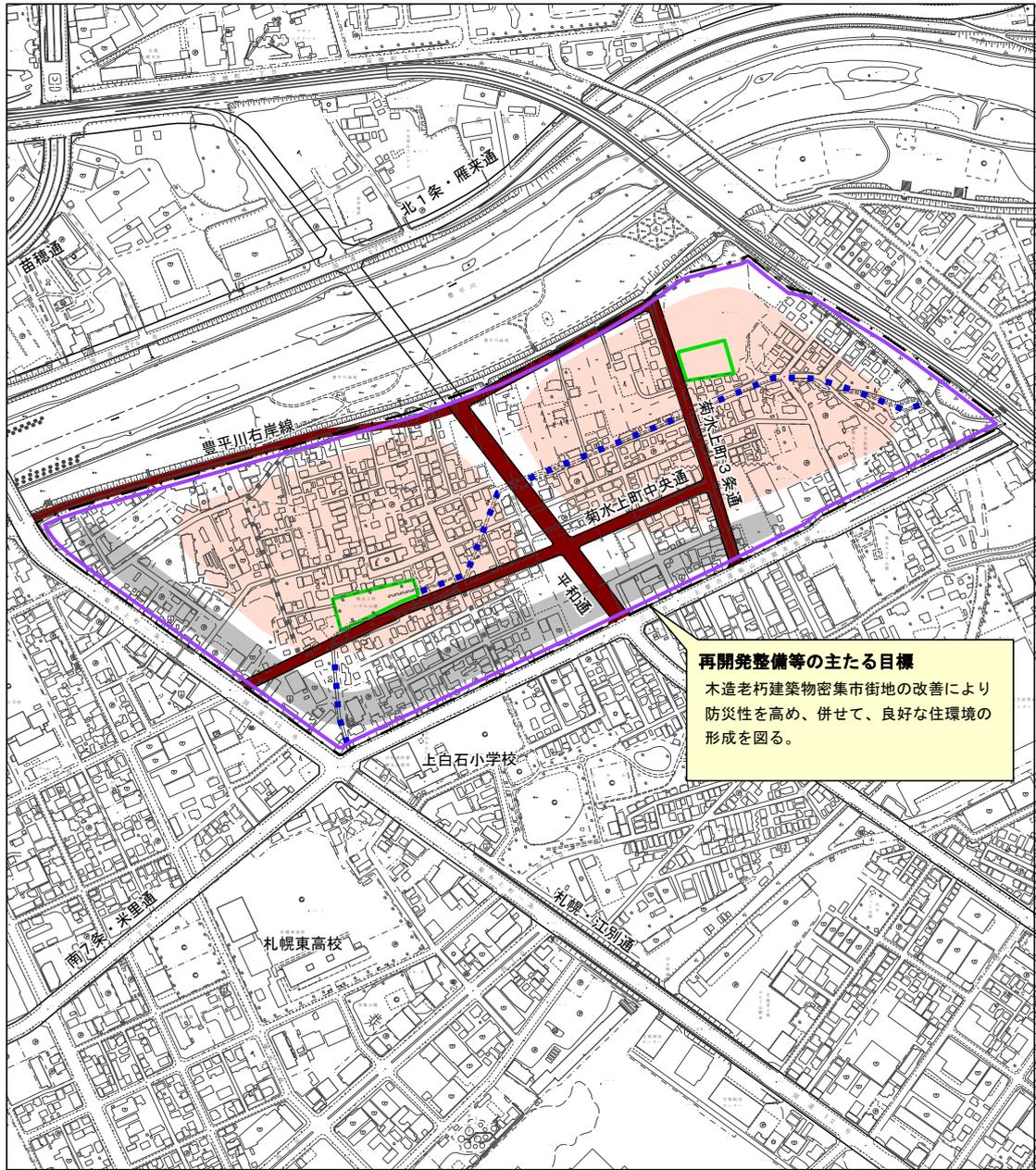
## 2号再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

⑦ 東園東地区 9ha		
地区の整備又は開発の計画の概要	再開発整備などの主たる目標	・遊休化した大規模工業施設などの適切な土地利用転換を誘導し、土地の高度利用とオープンスペースの創出により、良好で快適な居住環境の形成を図る。
	用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	・中高層住宅を主体とした一体的な市街地整備を進めるとともに、日常生活に必要な生活利便施設、医療福祉施設などの機能を併せ持つ複合施設の建設を促進する。
	建築物の更新の方針	・市街地再開発事業などにより、歩行者ネットワーク及びオープンスペースの確保を図るとともに、建物の共同化、不燃化を促進し、併せて住工混在の解消を図る。
	都市施設及び地区施設の整備の方針	・地域の分断を解消する道路整備や歩行者ネットワークの整備を進める。 ・サイクリングロードと公園緑地の連携整備により、一体的なオープンスペースを確保する。
	その他事項	・地区計画(東園東地区)



## 2号再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

⑧ 菊水上町地区 32ha		
地区の整備又は開発の計画の概要	再開発整備などの主たる目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造老朽建築物密集市街地の改善により防災性を高め、併せて、良好な住環境の形成を図る。</li> </ul>
	用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道12号及び南7条・米里通については、幹線道路にふさわしい商業、業務系の沿道サービス機能を中心とした土地利用を進める。</li> <li>・街区内については、住環境の維持改善を図り、住宅を主体とした良好な市街地の形成を目指す</li> </ul>
	建築物の更新の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、防災性や住環境の向上に配慮した建築物などへの更新を図る。</li> </ul>
	都市施設及び地区施設の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路などの骨格道路、及び、街区内の防災性を高める区画道路の整備を進める。</li> <li>・街区公園及び広場の整備を進める</li> </ul>
	その他事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画(菊水上町地区)</li> </ul>



**再開発整備等の主たる目標**  
 木造老朽建築物密集市街地の改善により  
 防災性を高め、併せて、良好な住環境の  
 形成を図る。



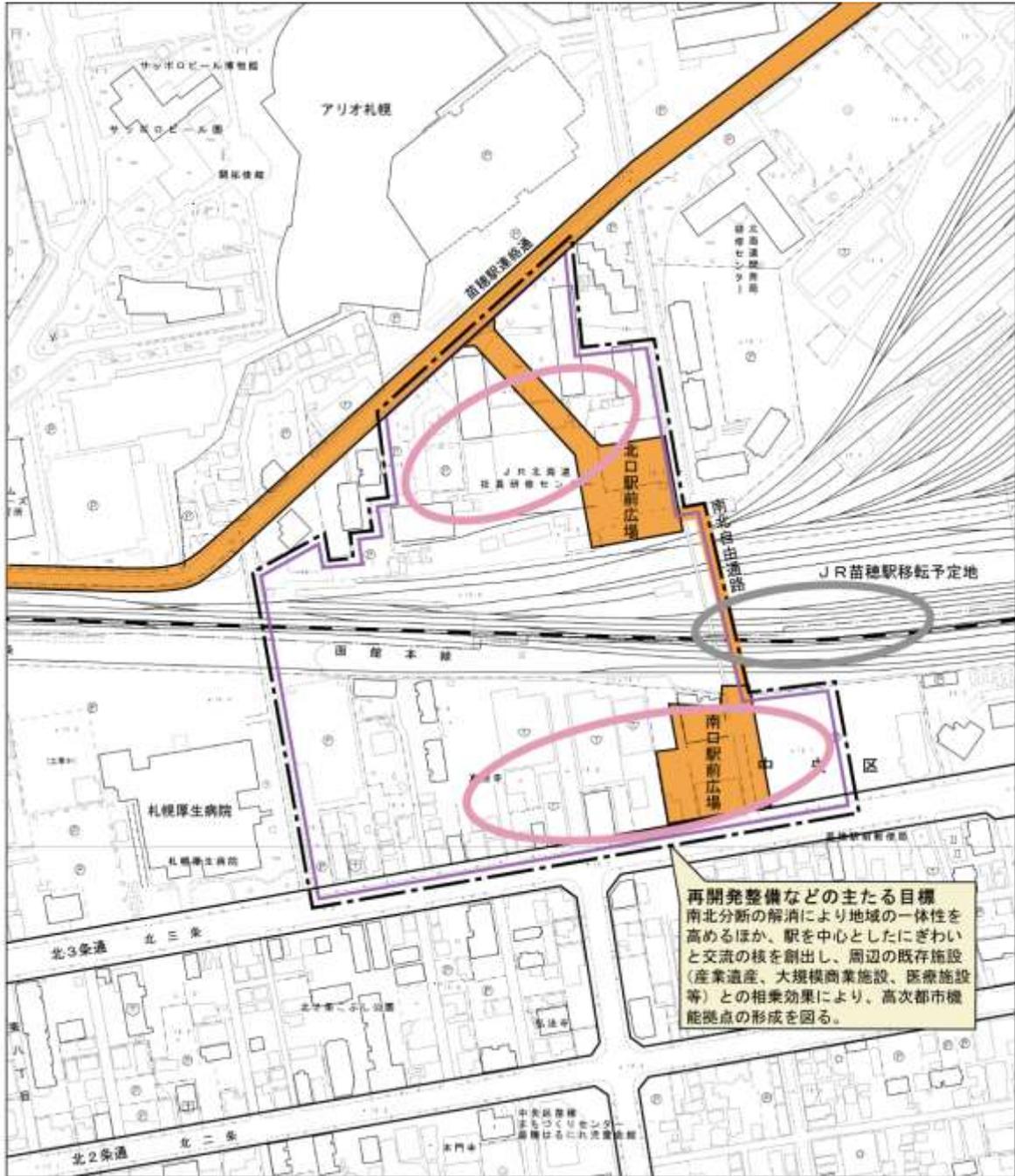
## 2号再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

⑨ JR 篠路駅西地区 2ha		
地区の整備又は開発の計画の概要	再開発整備などの主たる目標	・駅前広場や駅前通などの交通施設整備と連携を図り、駅周辺における居住機能と利便機能が調和した住宅地を形成し、個性的で活気ある地域中心核の形成を図る。
	用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	・土地の一体的な高度利用により、居住機能と利便機能が調和した複合施設の立地の推進を図る。
	建築物の更新の方針	・市街地再開発事業などにより、建物の共同化、不燃化を促進する。
	都市施設及び地区施設の整備の方針	・地区内道路及び歩行者ネットワークの整備
	その他事項	市街地再開発事業の都市計画決定(変更)



## 2号再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

⑩ JR 苗穂駅周辺地区 9ha		
地区の整備又は開発の計画の概要	再開発整備などの主たる目標	・南北分断の解消により地域の一体性を高めるほか、駅を中心としたにぎわいと交流の核を創出し、周辺の既存施設(産業遺産、大規模商業施設、医療施設等)との相乗効果により、高次都市機能拠点の形成を図る。
	用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	・土地の一体的な高度利用により、居住機能と商業等の日常生活を支える機能が調和した複合施設の立地を促進する。
	建築物の更新の方針	・市街地再開発事業などにより敷地の統合化、建物の共同化を促進し、歩行者ネットワークの整備とオープンスペースの確保を図る。
	都市施設及び地区施設の整備の方針	・都市計画道路及び駅を中心とした歩行者ネットワークの整備を進める。
	その他事項	・地区計画(JR苗穂駅周辺地区)



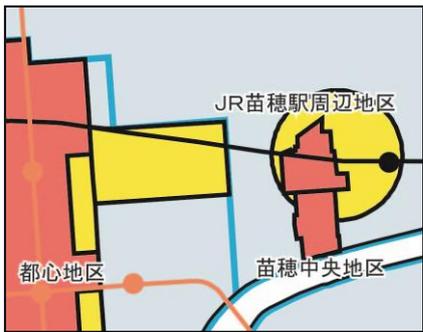
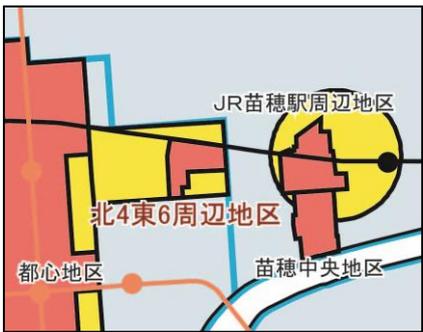
## 2号再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

⑪ 北4東6周辺地区 4ha		
地区の整備又は開発の計画の概要	再開発整備などの主たる目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低未利用となっている北海道ガス(株)札幌工場跡地などの土地利用転換を適切に誘導することで、都市機能の更新と土地の高度利用及び環境共生型市街地の形成を図る。</li> </ul>
	用途、密度に関する基本方針、その他の土地利用計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住、スポーツ、医療・福祉等の機能を集積した複合市街地の形成を図る。</li> <li>・みどり豊かなオープンスペース、自立分散型エネルギー供給拠点、快適な歩行者空間の整備により、環境共生型市街地の形成を図る。</li> <li>・南街区では、都心に相応しい高密度で良好な土地利用を図る。</li> </ul>
	建築物の更新の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地再開発事業により、敷地の統合化及び建物の不燃化を促進することで、健全な土地利用の更新を図る。</li> </ul>
	都市施設及び地区施設の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路及び空中歩廊、歩道沿い空地の整備により、歩行者ネットワークの形成を図る。</li> <li>・広場、緑地等の整備により、連続的なみどりのネットワークの形成を図る。</li> </ul>
	その他事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画(北4東6周辺地区)</li> <li>・都市再生緊急整備地域(札幌都心地域)</li> <li>・特定都市再生緊急整備地域(札幌都心地域)</li> </ul>



## 変更説明書（新旧対照表）

### 1 2号再開発促進地区の選定と整備又は開発の計画の概要（P5）

事 項	旧	新																													
1号市街地・整備促進地区・2号再開発促進地区の位置及び区域																															
	地区一覧表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">1号市街地 (全4ブロック8,393ha)</th> <th style="width: 25%;">整備促進地区 (全15地区)</th> <th style="width: 50%;">2号再開発促進地区 (全10地区249ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 都心ブロック (445ha)</td> <td>A 都心中核地区 B 都心東部地区</td> <td>① 都心地区 (144ha)</td> </tr> <tr> <td>2 拠点形成ブロック (面積は他のブロックの面積に含まれる)</td> <td>C 苗穂地区 D 厚別副都心地区 E 麻生・新琴似地区 F 手稲地区 G J R 琴似駅周辺地区 H 宮の沢地区 I 北24条地区 J 篠路地区 K 白石地区</td> <td>② 苗穂中央地区 (8ha) ⑩ J R 苗穂駅周辺地区 (9ha) ③ 手稲駅周辺地区 (11ha) ④ J R 琴似駅周辺地区 (16ha)</td> </tr> <tr> <td>3 都心周辺及び地下鉄沿線等ブロック (5,726ha)</td> <td>L 豊平地区 M 東園地区 N 菊水上町地区</td> <td>⑤ 豊平橋南地区 (7ha) ⑥ 豊平中央地区 (11ha) ⑦ 東園東地区 (9ha) ⑧ 菊水上町地区 (32ha)</td> </tr> <tr> <td>4 居住環境更新ブロック (2,222ha)</td> <td>O J R 白石駅周辺地区</td> <td>⑨ J R 篠路駅西地区 (2ha)</td> </tr> </tbody> </table>	1号市街地 (全4ブロック8,393ha)	整備促進地区 (全15地区)	2号再開発促進地区 (全10地区249ha)	1 都心ブロック (445ha)	A 都心中核地区 B 都心東部地区	① 都心地区 (144ha)	2 拠点形成ブロック (面積は他のブロックの面積に含まれる)	C 苗穂地区 D 厚別副都心地区 E 麻生・新琴似地区 F 手稲地区 G J R 琴似駅周辺地区 H 宮の沢地区 I 北24条地区 J 篠路地区 K 白石地区	② 苗穂中央地区 (8ha) ⑩ J R 苗穂駅周辺地区 (9ha) ③ 手稲駅周辺地区 (11ha) ④ J R 琴似駅周辺地区 (16ha)	3 都心周辺及び地下鉄沿線等ブロック (5,726ha)	L 豊平地区 M 東園地区 N 菊水上町地区	⑤ 豊平橋南地区 (7ha) ⑥ 豊平中央地区 (11ha) ⑦ 東園東地区 (9ha) ⑧ 菊水上町地区 (32ha)	4 居住環境更新ブロック (2,222ha)	O J R 白石駅周辺地区	⑨ J R 篠路駅西地区 (2ha)	地区一覧表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">1号市街地 (全4ブロック8,393ha)</th> <th style="width: 25%;">整備促進地区 (全15地区)</th> <th style="width: 50%;">2号再開発促進地区 (全11地区253ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 都心ブロック (445ha)</td> <td>A 都心中核地区 B 都心東部地区</td> <td>① 都心地区 (144ha) ⑪ 北4東6周辺地区 (4ha)</td> </tr> <tr> <td>2 拠点形成ブロック (面積は他のブロックの面積に含まれる)</td> <td>C 苗穂地区 D 厚別副都心地区 E 麻生・新琴似地区 F 手稲地区 G J R 琴似駅周辺地区 H 宮の沢地区 I 北24条地区 J 篠路地区 K 白石地区</td> <td>② 苗穂中央地区 (8ha) ⑩ J R 苗穂駅周辺地区 (9ha) ③ 手稲駅周辺地区 (11ha) ④ J R 琴似駅周辺地区 (16ha)</td> </tr> <tr> <td>3 都心周辺及び地下鉄沿線等ブロック (5,726ha)</td> <td>L 豊平地区 M 東園地区 N 菊水上町地区</td> <td>⑤ 豊平橋南地区 (7ha) ⑥ 豊平中央地区 (11ha) ⑦ 東園東地区 (9ha) ⑧ 菊水上町地区 (32ha)</td> </tr> <tr> <td>4 居住環境更新ブロック (2,222ha)</td> <td>O J R 白石駅周辺地区</td> <td>⑨ J R 篠路駅西地区 (2ha)</td> </tr> </tbody> </table>	1号市街地 (全4ブロック8,393ha)	整備促進地区 (全15地区)	2号再開発促進地区 (全11地区253ha)	1 都心ブロック (445ha)	A 都心中核地区 B 都心東部地区	① 都心地区 (144ha) ⑪ 北4東6周辺地区 (4ha)	2 拠点形成ブロック (面積は他のブロックの面積に含まれる)	C 苗穂地区 D 厚別副都心地区 E 麻生・新琴似地区 F 手稲地区 G J R 琴似駅周辺地区 H 宮の沢地区 I 北24条地区 J 篠路地区 K 白石地区	② 苗穂中央地区 (8ha) ⑩ J R 苗穂駅周辺地区 (9ha) ③ 手稲駅周辺地区 (11ha) ④ J R 琴似駅周辺地区 (16ha)	3 都心周辺及び地下鉄沿線等ブロック (5,726ha)	L 豊平地区 M 東園地区 N 菊水上町地区	⑤ 豊平橋南地区 (7ha) ⑥ 豊平中央地区 (11ha) ⑦ 東園東地区 (9ha) ⑧ 菊水上町地区 (32ha)	4 居住環境更新ブロック (2,222ha)	O J R 白石駅周辺地区
1号市街地 (全4ブロック8,393ha)	整備促進地区 (全15地区)	2号再開発促進地区 (全10地区249ha)																													
1 都心ブロック (445ha)	A 都心中核地区 B 都心東部地区	① 都心地区 (144ha)																													
2 拠点形成ブロック (面積は他のブロックの面積に含まれる)	C 苗穂地区 D 厚別副都心地区 E 麻生・新琴似地区 F 手稲地区 G J R 琴似駅周辺地区 H 宮の沢地区 I 北24条地区 J 篠路地区 K 白石地区	② 苗穂中央地区 (8ha) ⑩ J R 苗穂駅周辺地区 (9ha) ③ 手稲駅周辺地区 (11ha) ④ J R 琴似駅周辺地区 (16ha)																													
3 都心周辺及び地下鉄沿線等ブロック (5,726ha)	L 豊平地区 M 東園地区 N 菊水上町地区	⑤ 豊平橋南地区 (7ha) ⑥ 豊平中央地区 (11ha) ⑦ 東園東地区 (9ha) ⑧ 菊水上町地区 (32ha)																													
4 居住環境更新ブロック (2,222ha)	O J R 白石駅周辺地区	⑨ J R 篠路駅西地区 (2ha)																													
1号市街地 (全4ブロック8,393ha)	整備促進地区 (全15地区)	2号再開発促進地区 (全11地区253ha)																													
1 都心ブロック (445ha)	A 都心中核地区 B 都心東部地区	① 都心地区 (144ha) ⑪ 北4東6周辺地区 (4ha)																													
2 拠点形成ブロック (面積は他のブロックの面積に含まれる)	C 苗穂地区 D 厚別副都心地区 E 麻生・新琴似地区 F 手稲地区 G J R 琴似駅周辺地区 H 宮の沢地区 I 北24条地区 J 篠路地区 K 白石地区	② 苗穂中央地区 (8ha) ⑩ J R 苗穂駅周辺地区 (9ha) ③ 手稲駅周辺地区 (11ha) ④ J R 琴似駅周辺地区 (16ha)																													
3 都心周辺及び地下鉄沿線等ブロック (5,726ha)	L 豊平地区 M 東園地区 N 菊水上町地区	⑤ 豊平橋南地区 (7ha) ⑥ 豊平中央地区 (11ha) ⑦ 東園東地区 (9ha) ⑧ 菊水上町地区 (32ha)																													
4 居住環境更新ブロック (2,222ha)	O J R 白石駅周辺地区	⑨ J R 篠路駅西地区 (2ha)																													

### 2 2号再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要（P26、27）

事 項	旧	新
地区の整備又は開発の計画の概要		「⑪ 北4東6周辺地区」の追加